

下水道の維持管理、更新におけるウォーターＰＰＰの導入に向けた 丁寧な対応を求める意見書

地方公共団体の下水道事業においては、施設の老朽化に加え、人口減少による使用料収入の大幅な減少、職員数の減少による管理や運営状況の悪化に対し、広域化やＤＸをはじめとする効果的、効率的な取組が求められています。

政府は、公共インフラに係る事業について、適切な維持管理や更新のために、ＰＰＰ／ＰＦＩ推進アクションプラン（令和５年改定版）を決定し、公共施設等運営事業（コンセッション事業）へ移行する方針を示しました。その中で、下水道等の分野においては、同事業へ段階的に移行するため、長期契約で管理と更新を一体的にマネジメントする官民連携方式を同事業と併せて、ウォーターＰＰＰとして導入拡大を図るとしました。さらに、令和９年度以降、污水管の改築に係る社会資本整備総合交付金等の国費支援に関しては、緊急輸送道路等の下に埋設されている污水管の耐震化を除き、ウォーターＰＰＰの導入が決定済みであることを交付要件とするとしてしました。

しかし、ＰＰＰ／ＰＦＩの手法は、仕組みが複雑で検討も多岐にわたるため、中小規模の地方公共団体では、ノウハウが少ない上、施設等の規模も小さく事業規模が大きくなりにくいことなどから、導入が進んでいないのが現状です。

よって、政府は、地方公共団体の下水道の維持管理、更新におけるウォーターＰＰＰの導入に向けて、下記の措置を講じるよう強く求めます。

記

- １．地方公共団体に対するウォーターＰＰＰの導入支援について、職員向けのガイドラインを示すだけでなく、相談窓口の開設や専門家の派遣等の伴走型の支援体制を整えること。
- ２．社会資本整備総合交付金等の交付要件については、地方公共団体の取組状況に応じて弾力的な対応を検討すること。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出します。

令和６年６月２８日

枚方市議会議長 丹 生 真 人

〈提 出 先〉

地方創生担当大臣

国土交通大臣